

## 川崎市内における地域密着型サービスの利用について

介護保険制度における地域密着型サービスは、住み慣れた地域での高齢者の生活を支えるためのもので、原則として、サービス事業所が所在する市町村の住民のみが利用できるサービスです。このため、川崎市では、川崎市民の適切な利用が確保されるよう、次のような運用を行っています。

### 1. 3か月ルールの運用について

対象サービス	サービスの説明
認知症対応型共同生活介護（予防含む）	認知症高齢者を対象としたグループホーム
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員29人以下の小規模な特別養護老人ホーム

#### 【運用】

利用できる方は、利用開始日において、川崎市内に住民登録後、居住し始めてから3か月以上経過する方です。

**ただし、上記に該当しない方であっても、利用希望者の親族（3親等以内）が川崎市内に住民登録後、3か月以上居住しており、当該親族から継続的な支援が見込まれる場合は上記の対象サービスを利用できるものとします。**

#### 《補足》

川崎市の介護保険被保険者資格は問いません。例えば、川崎市外から市内の介護保険施設、特定施設及び養護老人ホームなどの住所地特例対象施設に入所（入居）して3か月以上経過している場合は、他市町村の被保険者資格とはなりますが、川崎市内に住民登録後3か月以上となりますので、上記の事業所（施設）に入居（入所）することができます。

なお、上記運用の下線部については令和4年8月1日の改正で追加されました。

### 2. その他の運用について

次の地域密着型サービスは、限定的な条件のもと、他市町村の住民が利用できる場合がありますが、市町村長間における条件（※）の確認や同意・指定等の手続きが必要となりますので、利用を希望する事業所を通じて、下記までお問い合わせください。

対象サービス	サービスの説明
認知症対応型通所介護（予防含む）	認知症高齢者を対象としたデイサービス
小規模多機能型居宅介護（予防含む）	通い・訪問・泊まりを組合せたサービス
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組合せ
地域密着型通所介護	定員18人以下の小規模なデイサービス

※ 他市町村の住民の住所地が事業所の「通常の事業の実施地域」に隣接し、かつ、事業所を中心として概ね半径2キロメートル以内にあることや、他市町村の住民の利用割合が、事業所が定める利用定員の一定割合以内であること等の条件があります。

[問合せ先]

川崎市 健康福祉局 長寿社会部 高齢者事業推進課 事業者指定係

044-200-2469 (内線 32650) 認知症対応型共同生活介護等

044-200-2544 (内線 32651) 認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、  
看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護等

044-200-2633 (内線 32431) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護等